

和歌山工業高等専門学校成績評価に対する異議申立てに関する取扱要項

令和7年10月8日
教務委員会
専攻科委員会

この要項は、学業成績評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則(以下「認定規則」という。)第6条の2並びに和歌山工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則(以下「履修規則」という。)第5条の2に基づき、シラバスに明示された授業の到達目標と成績評価の方法により、厳格で客観的・公正な成績評価を行うことによって、本校における教育の質を担保するとともに、社会からの信頼性を確保するため、学生が成績評価に対する異議申立てをしようとする場合の手続き及び申立ての取扱い等について必要な事項を定めるものである。

(制度の位置づけ)

第1条 異議申立て制度は、成績の不足に対する救済制度ではないため、教務委員会又は専攻科委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした場合のみ異議申立てを受理するものとする。

- 一 成績や欠課時数の誤記入等、明らかに授業科目担当教員の誤りであると思われるもの。
- 二 シラバス等により学生に周知している学習内容の到達目標に係る評価割合及びその構成要素から明らかに成績評価について疑義があると思われるもの。

(成績評価方法の明示等)

第2条 授業科目担当教員(複数教員で担当する場合は、その代表者とする。以下同じ。)は、授業の到達目標と成績評価の方法について、シラバスに明示しなければならない。

(成績評価結果の説明)

第3条 授業科目担当教員は、学生に対して成績評価結果の基となる試験結果の講評や模範答案(優秀答案を含む。)の提示に努めるものとする。

- 2 履修登録をしていない学生の成績は、原則、成績評価の対象外とする。

(成績評価に関する質問・疑問の受付)

第4条 授業科目担当教員は、成績発表後、期間を設けて学生からの成績評価に関する質問・疑問等を受け付けるとともに、これに真摯に対応するものとする。

- 2 授業科目担当教員が、成績発表後に質問・疑問を受け付ける期間は、原則10日間とする。

(成績評価の異議申立て)

第5条 学生は、前条の質問・疑問等が、授業科目担当教員の説明では解決が得られなかつたとき

は、委員会に対し成績評価に関する異議申立てをすることができる。

2 学生は、異議申立てを行う場合は、所定の期日までに別記第1号様式の成績評価に関する異議申立書を学生課教務係へ提出するものとする。

(異議申立ての受理要件)

第6条 委員会は、履修登録をした授業科目についてのみ異議申立てを受理するものとする。

(異議申立ての調査・検討)

第7条 委員会は、異議申立てを受理した場合は、委員長、当該学科又は専攻(以下「学科等」という。)から選出された委員(同委員が異議申立ての対象となる授業科目の担当教員であるときは、委員長が別に指名する教員)及び学科等以外から選出された委員の計3人により構成される調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、授業科目担当教員に成績判定に用いた資料の提出を求め、成績評価の異議申立書に基づき当該学生と授業科目担当教員に対して調査を実施する。

3 調査委員会は、調査の実施に際し、必要に応じて、授業科目担当教員の所属する学科等の意見を聴取することができる。

(異議申立ての審議・回答)

第8条 委員会は、調査委員会の調査結果に基づき対応を審議する。

2 委員会は、審議に際し、必要に応じて授業科目担当教員の所属する学科等の意見を聴取することができる。

3 委員会は、別記第2号様式の成績評価に対する異議申立てに関する回答書(以下「回答書」という。)を作成する。

(成績評価の訂正等)

第9条 前条第3項の回答により成績評価の訂正等が生じた場合には、授業科目担当教員は、成績訂正(様式任意)を委員会へ提出するものとする。

2 委員会は、成績判定会若しくは専攻科成績判定会に成績訂正について付議するものとする。

3 委員会委員長は、学生の所属する学科等の長及び授業科目担当教員に回答書の内容を伝えるとともに、回答書をもって学生に回答する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、必要に応じて追記する。

附 則

この要項は、令和7年10月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別記第1号様式(第5条関係)

成績評価に関する異議申立て書

年 月 日

教務主事 殿
専攻科長 殿

所 属 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

※署名(本人自署)又は記名押印

私は、私の成績等について、下記のとおり異議申立てを行います。

記

申立て内容及び理由

※宛先は本科、専攻科により選択して非該当のものを取り消し線で削除すること。

別記第2号様式(第8条関係)

成績評価に対する異議申立てに関する回答書

年 月 日

殿

教務主事
専攻科長

年 月 日付けの貴殿の異議申立てについて、下記のとおり決定しましたので回答します。

記

回答内容